

1. 統合の目的

平成31年4月から、下水道事業に地方公営企業法の全部適用をする予定であり、これに合わせて水道課と下水道課の組織統合を行い、上下水道課とする予定です。

水道事業はすでに地方公営企業法の全部適用を行っており、これと統合することで水道と下水道に共通している業務の一体化や類似業務の統合、上下水道事業の連携強化を図ることで、より一層のサービス向上効果が期待できます。

2. 統合による主な効果

(1) 組織のスリム化

平成30年度 2課6係 → 平成31年度 1課5係 (課長1減)

(2) サービス向上

- ①料金、取付管などの問合せ窓口及び開発協議の一元化
- ②給水設備（上水）と配水設備（下水）の申請窓口及び検査体制の一元化
- ③上下水道の土木工事にかかる相互連絡の緊密化及び工期の短縮
- ④災害や道路陥没対応の一元化
- ⑤終末処理場と浄水場の薬品や検査、メンテナンスに係る経費のコスト削減
- ⑥ライフラインの危機管理体制の強化による指揮命令系統の一元化
- ⑦経営状況や料金改定に係る審議会事務の効率化（上下水の同時改定）
- ⑧土日祝日の緊急な現場対応などの職員の負担軽減
- ⑨将来計画（受水・排水）の整合性を図ることによる施設の適正化（循環型水行政の統合）

3. 体制イメージ

